

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要 : 特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法第31条の22（許可）、同法第31条の23において準用する同法第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、同法第31条の23において準用する同法第7条（承認）、同法第31条の23において準用する同法第7条の2（承認）及び同法第31条の23において準用する同法第7条の3（承認）
処 分 基 準 : 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する同法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 同法第31条の23において準用する同法第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :